

条例第 19 号

宇和島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（平成17年条例第193号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第3条 駐車場整備地区において、別表第1のとおり特定用途_____に供する部分の床面積と_____非特定用途に供する部分の床面積に3分の1を乗じて得たものとの合計面積が1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分及び特定用途(百貨店その他の店舗及び事務所_____を除く。)に供する部分並びに_____非特定用途に供する部分の床面積をそれぞれ(オ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((カ)欄に規定する延べ面積が、6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(カ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、駐車場整備地区において、<u>特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)</u>以外の用途(以下「非特定用途」という。)に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りではない。</p>	<p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第3条 駐車場整備地区において、別表第1のとおり特定用途<u>(共同住宅を除く。)</u>に供する部分の床面積と<u>共同住宅及び非特定用途</u>に供する部分の床面積に3分の1を乗じて得たものとの合計面積が1,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分及び特定用途(百貨店その他の店舗、<u>事務所及び共同住宅</u>を除く。)に供する部分並びに<u>共同住宅及び非特定用途</u>に供する部分の床面積をそれぞれ(オ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((カ)欄に規定する延べ面積が、6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(カ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、駐車場整備地区において、<u>非特定用途</u>_____に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りではない。</p>

別表第1（第3条関係）

(ア)	駐車場整備地区		
(イ)	特定用途_____に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。）の床面積と_____非特定用途に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除く。）の床面積に3分の1を乗じて得たものとの合計		
(ウ)	1,000m ²		
(エ)	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所_____を除く。）に供する部分	_____非特定用途に供する部分
(オ)	150m ²	150m ²	450m ²
(カ)	1 - ((1,000m ² × (6,000m ² - 延べ面積)) / (6,000m ² × (イ) 欄に掲げる面積 - 1,000m ² × 延べ面積))		

別表第1（第3条関係）

(ア)	駐車場整備地区		
(イ)	特定用途（ <u>共同住宅を除く。</u> ）に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。）の床面積と <u>共同住宅及び</u> 非特定用途に供する部分（駐車施設の用途に供する部分を除く。）の床面積に3分の1を乗じて得たものとの合計		
(ウ)	1,000m ²		
(エ)	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、_____事務所及び <u>共同住宅</u> を除く。）に供する部分	<u>共同住宅及び</u> 非特定用途に供する部分
(オ)	150m ²	150m ²	450m ²
(カ)	1 - ((1,000m ² × (6,000m ² - 延べ面積)) / (6,000m ² × (イ) 欄に掲げる面積 - 1,000m ² × 延べ面積))		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。